

平成28年 第2回定例会
産業厚生常任委員会会議録

長 与 町 議 会

平成28年第2回長与町議会定例会産業厚生常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 平成28年6月13日

召集場所 長与町議会議場（第2委員会室）

出席委員

委員 長	河野 龍二	副委員長	分部 和弘
委員	浦川 圭一	委員	饗庭 敦子
委員	西岡 克之	委員	吉岡 清彦
委員	竹中 悟		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課長	富永 正彦	主任	山田 傑
------	-------	----	------

説明のため出席した者

住民福祉部長 久松 勝
(こども政策課)

課長	村田 ゆかり	係長	石川 俊介
主任	久保 麻衣子		

健康保険部長 谷本 圭介
(健康保険課)

課長	志田 純子	係長	松田 祐貴
----	-------	----	-------

建設産業部長 緒方 哲
(都市計画課)

参事	山口 新吾	主任	山口 和樹
----	-------	----	-------

本日の委員会に付した案件

議案第 35号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 39号 平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第 40号 平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

開会 9時29分

閉会 11時41分

○委員長（河野龍二委員）

定足数に達しておりますので、本日の産業厚生常任委員会を開会します。

平成28年度第2回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第35号、長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

久松部長。

○住民福祉部長（久松勝君）

皆さん、おはようございます。どうぞ今日はよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第35号、長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。本条例は国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改定に伴い、所要の改正を行うものでございます。詳細につきましては、こども政策課長よりご説明をさせていただきます。どうぞご審議を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

それでは議案第35号のご説明を申し上げます。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。第28条第1項第7号及び第43条第1項第8号につきましては、建築基準法施行令の一部改正により、4階以上の特別非常階段にかかる規則が合理化されたことによるものでございます。第29条第3項、第31条第3項、第44条第3項及び第47条の第3項中につきましては、いずれも保育士の数の算定にあたって准看護師を対象とする特例が設けられたことによるものでございます。附則第6条から第9条につきましては、保育士の配置要件の緩和について、保育士とみなせる者の数の要件を明確化するために追加されるものでございます。なお、本条例の施行日は公布の日を予定しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（河野龍二委員）

ただいま説明をいただきました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

建築基準法の改正に合わせて、今回改正を行うということ、今そういう説明があったんですが、既設の建物についてはそのままでもよろしいんですか、それとも改造を要することになるのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

今回の改正につきましてはどちらかというと要件が緩和化をされておりますので、改めまして、改造を求めるものとはなっていないようです。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

条例の中身よりも、その改正の背景っていうか、何故こういうふうに緩やかになったのかとかですね、その辺だけちょっと教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

保育士の確保というところが非常に難しいというところで、保育士の受け皿を増やしてはいるんですけども、なかなか保育士さんを集めることができないっていう、全国的なこれは流れなんですけれども、その背景を受けまして、保育士を通常2名配置をしないといけないところを1名は保育士さん、もう1名は看護師さんもしくは准看護師さんでもいいよというところで、保育士の要件の緩和を今回の改正っていうのは、保育士さんの要件の緩和ということになっております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

今のご答弁に確認の意味で、ということはやはり、保育士の絶対数が足りないので、保育士さんを集めて、待機児童をなくすようにしようよというふうな流れの中で、出来た条例改正と理解していいんですか。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

そのとおりでございます。当分の間っていうことが示してあるんですけども、この当分の間も、国の方も例えば保育士の試験を通常年1回のところを2回に増やしたりとか、保育士の数を増やすような施策がとられているんですけども、当分の間というのはいつまでというのは明記はされてないんですけども、一定保育士さんの数が充足するまでということで、検討されてるようです。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

やはり保育士不足に伴うね、改正かと思うんですけども、実際のところ保育士さんの質みたいなのも、最近問われてるかと思うんですけども、そのあたりはどのように考えられますか。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

保育士さんの、いろんな事務手続きのこととかも非常に多くなっておりまして、学校の方でもそうだと思うんですけども、いろんな書類の作成ですとかそういうところに時間を要して本来の保育のところに集中できないということもありますので、今回補正でもお願いをしてるんですけども、例えばICT化を進めて、なるべく保育士さんの事務的なところは少なく軽減をして、保育の方に重点的に集中をしていただけるような形の措置をとってたりですとか、定期的な研修を各保育園さん、例えば年に1回から2回は研修に定期的に行っていただくとかですね、保育士さんの質を上げるような施策の方もとられているようになっております。

○委員長（河野龍二委員）

質疑をしたいので、委員長交代します。

○委員（分部和弘委員）

委員長を交代します。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

それでは、ちょっと、基本的なところからお伺いしますけども、まず、本町のこの家庭的保育事業の状況ですね。以前、この子ども子育て条例が制定される時に、本町では今のところないみたいな話を聞いてたと思うんですけども、現状はどうかですね。それと、本町の待機児童の状況ですね、そこをお伺いしたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

この家庭的保育事業といいますのが、例えば少規模保育とか定員が20名以内の20名未満のところの保育所というところになっております。長与町の方では実際今この家庭的保育事業等っていうのを実施をしているところはございません。待機児童につきましては4月1日現在ゼロということになっております。以上です。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

そうすると、今回の条例改正でも特段、現状すぐ変わることはないということだというふうに思います。それで、今度は法律の関係とあわせてですけども、この条例が制定

される時に、参酌すべき内容、従うべき内容というのがあったと思います。今回の条例改正はその従うべき内容なんでしょうか、参酌すべき内容なんでしょうか。

○委員（分部和弘委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

今回の改正につきましても参酌すべき条例改正というふうになっております。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

参酌すべき内容ですと、本来、例えば、この28条、29条にしても、変える必要性はなかったというふうに思うんですけども、どうなんですか。

○委員（分部和弘委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

失礼しました。参酌すべきではなくて、申しわけありません、従うべき基準として、すいません、整理をしてありました。このため今回の特例は、下回らないようにということで、すいません、参酌すべきと私申し上げましたけれども、従うべき基準ということで整理をさせていただいております。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

了解しました。それでですね、前回、条例が制定される時に、内容を各条確認したんですけども、例えば28条の施設の関係ですね。これが設備の基準、これはそのものは参酌すべき基準条例だったと思うんですよ。この時、委員会で確認したのがですね。条例そのものは参酌すべき基準で、今回の設備の基準の改正は従うべき基準となっているわけですかね、ちょっとその辺がよく分からない。条例そのものは参酌すべきで、施設の内容は個々の自治体に応じて、この内容に応じて参酌してこういうふうにしなさいと。しかし、今、説明があったのはこの基準の変更ですね、緩和ですね、は従うべき基準というふうにちょっと言われたように思うんですけども、ちょっとそこら辺が、私が間違っていたら申し訳ないんですけども、前回、前々回ですか、前回というか、この条例制定の時にはそういう内容で説明があったんで、もう一度その辺確認させていただきたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

今回は保育士の要件の緩和というところで、今回の特例を更に下回る内容を定めるこ

とってというのは許容はされてないってところで、地域の実情に応じて従うべき基準を上回る内容は定める事は許容されます。ということで、最低ラインってところで従うべき基準として整理がなされているようでございます。以上です。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

じゃ設備の基準、第28条設備の基準のところは、そもそも、従うべき基準なのか、これはちょっと記憶が定かじゃないんですけども、この条文そのものは参酌すべきだけでも、個別の用語については、従うべき内容があると、例えばですね、28条前回聞いた時には、28条の第1項のこの中でいろいろ説明がされてるんですよ、この中に従うべき基準としては調理設備を整えなさいというのが従わなければならないということで、ちょっと説明があった。ですから今回の要件緩和も、そういう部分的な従うべき基準があったものなのかですね、ちょっとその辺をもう一度確認させていただきたいと思えます。お分かりになりますかね。

○委員（分部和弘委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

家庭的保育事業に従事する者及びその員数並びに子供さんの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に還元するものとして、定めるものについては、従うべきものとして定めてあるようです。

○委員（分部和弘委員）

続けて、どうぞ。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

すいません、先ほど申し上げました従事する職員数等については基準に従い定めるもの、その他の事項については、参酌するべきものとして、整理をされているようです。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

よろしいですか、じゃあもう一度確認させていただきます。例えば29条第3項、31条第3項、44条第3項、47条第3項中、これは保育士の基準の緩和という形で、これは従うべき内容ですよという話だと思います。で、前段の28条第1項等々施設の設備に関するところですよ。ここはそうすると、参酌するべき基準というふうな判断をさせてもらってよろしいですかね。だから、この今回の条例改正で一部は従うべき、一部は参酌すべき基準というふうな形で確認させてもらってよろしいですか。

○委員（分部和弘委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

今回のような人員の要件に関するものは従うべき基準で、それ以外のものは参酌すべき基準というふうになっております。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

そこで、まずは施設の関係で伺いますけども、施設上の、冒頭説明の中で合理化という形で、旧施設でも、一定こういう条件を満たせば、新しく設備投資せずに、保育事業が営めますよというふうな形だというふうに思うんです。具体的にですよ、例えば、この中で、条文をしっかりと読めば分かるんですけども、非常階段がこれは、屋内、屋外、どちらでもあれば可能だというところの判断でよろしいんでしょうかね。そのどういう施設であってもそういうふうな、非常階段に見なせる階段があれば大丈夫だというふうな形でとらえてよろしいんでしょうかね。ちょっとそこら辺は説明があればお願いします。

○委員（分部和弘委員）

久松部長。

○住民福祉部長（久松勝君）

今のご質問ですけども、施設につきまして、今回の改正あってますのが4階以上でございます。そしてそのうちの避難用の施設、この避難用の施設につきましては、避難用の特別避難階段が一つ。そしてもう一つが、屋外傾斜路、屋外のスロープです。それともう一つ、屋外の階段、この三つのいずれかを設けておればよろしいというふうになっておるんですけども、改正になってますのが、特別避難階段の付室を設ける特別避難階段の構造になってます。今回この、一つの特別避難階段のことなんですけども、今までは居室から特別避難階段に向かっていく時に、その手前に一つの部屋を設けときなさいと。それで煙が避難階段の中に流入しないような構造にしなければならないという規定でございます。その今までの建築基準法施行令の中ではですね、その中に、付室の中に外気に向かって開く扉があったり、照明があったりとか、そういう細かいことを決められていたんですけども、今回その階段自体がそういった施設を設けてある特別階段であれば、付室はそこまで細かく規定しませんよと、簡単に言えば、こういったことになっております。ですから冒頭ご質問ありましたように、その他の外部スロープ、外部階段、これがあればどちらかこの3点のうち一つがあればよろしいですよというようなことと
ございます。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

それでは、今度その保育士の数の基準のところのですね、改定ですけれども、そもそ

も背景はですね、同僚議員から質問があつて、待機児童の解消、保育士の確保というふうなところを言われてたと思うんですけども、ただ、私この、そもそも子ども子育て条例ができる時にもちょっと懸念を示したんですが、規制の緩和があまりにも行き過ぎると、逆に保育士の質の問題、先ほども質問が出ましたけども、が問われてくるんじゃないかなというふうに思うんですよね。保育士の給与の問題もとりざたされておりますし、職務に対して非常に、何でしょう、給与に対する対価が低いという形で、こういう形で逆にまた准看護師という方々まで採用が可能になるってなると、そういう部分の懸念があるのではないかなというふうに思うんですけども、その辺は、どのようにお考えですか。本町で今のところこういう事例がないということですからね、あまり近々に必要性がないとは思うんですけども、いずれこういう事情ができた時に、本来保育士を採用しなければならないのに、保育士の採用じゃなくて准看護師を採用すると。そこには賃金の格差が出てきて、言わば全体的な給料の引き下げにつながっていくのではないかなというふうに思うんですけども、その辺の懸念はお持ちではないでしょうか。また、こういう条例制定の場合に、そういう部分が、国の方から説明があつたかどうかも含めて少し、答えがあればお願いしたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

本来であれば、保育士さんであれば1番良いわけなんですけれども、どうしても保育士の数を確保することができなくて、子供さんを受け入れることができない場合に、看護師さん及び准看護師さんを雇用しても、保育士さんとしてみなしますよ、当分の間はということになるかと思えます。ただ、いま、この新法になりまして、処遇改善の費用の加算があつたりですとか、3歳児は、子供さん15名で1人見なさいとか、かなり何て言うんですかね、施設型給付費の部分で、きちんとこう、保育士さんを雇って適切な保育をした場合っていうのは、施設型給付費に加算がずっとされていくような仕組みにもなっておりますので、やっぱり園としましてもきちんと保育士さんを雇用して、適切な保育をしたいというふうに願つてると思うんですね。それが早く保育士さんの確保ができれば、1番スムーズにいくところではあると思うんですけども、私たちが園にとっても、保育士さんの質の確保を図るためにもきちんとした保育士さんを雇つていただいて、きちんと適切な保育をしていただきたいという思いはありますので、これは緊急措置的なことで、長与町の方はですね、保育士足りないのは確かではあるんですけども、実質准看護師さんを雇うような傾向っていうところではありませんので、今のところ、きちんと保育士さんが雇われている状況にありますので、本町におきましてはきちんと質の確保が今はまだ保たれてるような状況だというふうに認識をしております。国の方からの指導っていいですか、そういうのがあつてないかということですけども、先ほども当分の間っていうのが、保育の受け皿の拡大が急速に進んでいるので、その足りな

い時期だけを、こういう措置をとりなさいってことでするので、保育士の確保がきちんと進みましたら、この措置はなくなるというふうに認識をしているところです。以上です。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

最後にちょっと質問、ご答弁できるかどうかですけども、これ実はちょっと私いろいろ調べてみたんですが、この間、やっぱりこういう特例を、現状の緩和ですよ、をしてほしいというふうな部分が出てきた背景が、都市部ですね、やはりその待機児童が多くて保育所が少ないと、よくニュースで言われるああいう状況ですたいね。そういう中で、こうした家庭的保育事業も多くできるようにしようというふうな部分から、都市部からいろんな要望が上がっている状況があったみたいですね。ただ、要望をするその各自治体に対して、厚生労働省はこれまで、それは駄目だというふうにずっと言われてきた経緯があるみたいなんです。それはなぜかという、やはり保育を行うという意味では、やっぱり、大分この最初の法律で緩和をしましたけども、そこまではっていうところがやはりあったと思うんですよ。ずっとこの、そういう意味ではなかなかできないというふうな回答がされてたんですけども、いきなりどっかの時点で、緩和するというふうになった、世論の背景もあるのかもしれないけどもね。ただ、そこはどれだけ潜在的に保育士として仕事をしたいと、しかし、給料安くてできないという方がやっぱり私はたくさんいるんじゃないかなというふうに思う部分があるんですよ。ですから、そういう背景をこちら側から緩和していってしまうとまた全体的なですね、そういう問題につながっていくんじゃないかなと、質の問題、保育の質の問題ですね、雇う人たちのじゃなくて就業する人たちの質の問題じゃなくて、保育の質の問題がやっぱり問題になってくるんじゃないかなというふうに思うんで、その辺の背景が例えばこの条例改正の時に、各自治体なんかで意見、情報交換をする中でそういう議論というそのものがあまりなされてきてないのかなと。県からですねこういう問題がありますよという部分が、ただ法律が変わりましたからこう変えてくださいというふうな形になってしまってるんじゃないかなってちょっと懸念するんですけども、その辺はいかがですかね。この条例を変える段階にあたってそういう議論がされたか、協議をされたかどうかっていうのがあれば少しお伺いしたいなと思うんですけども。

○委員（分部和弘委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

市町につきましては、議論の場っていうのはなかったのかなっていうふうに感じております。と言いますのが、もう県の方から、国の方からこういう条例改正がありましたっていうことでの通知を受けての今回の改正になっておりますので、背景はもう今先ほ

ど委員さんがおっしゃられたとおりなんですけれども、あとこの保育所の勤務時間というのが、私達と違って通常1日8時間ではなくって、朝の7時から延長保育まで合わせると19時までと、11時間とか12時間勤務になってしまうので、朝の早い時間と夕方の遅い時間っていうのは子供さんの数も少ないです、その部分については、最低の2名という職員さんがいなくても、1人保育士さんがいらっちゃって、そこにもう1人補助員という形で看護師さんなり、准看護師さんがいれば子供さんの数を考えると、日中の多い時には最低ラインの2人は必ずいるような状態になっていますので、子供さんの人数から比較をしますと少ない時間に少ない保育士さんということで、何とかしのげれば良いかなっていうところでこういう措置が取られてると思っております。各市町の方には相談とか協議とか、そういう場はなかったということです。以上です。

○委員（分部和弘委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

委員長を交代します。

質疑は、他にありませんか。

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

今回の建築基準法関係で緩和されたということで、その内容を書類で見たものか、口頭で聞いたものなのか。今回の条例の改正に当たっての、物の確認ですね、どうやってやったのかということで、ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

全部書類で通知が来ている状況です。

○委員長（河野龍二委員）

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

建築基準法緩和されたということで、これ防災面に関係してきますよね。そういった意味ではですね、節目、節目ごとに何かやっぱりチェックしていただいて、避難経路に物が置いてあったりとか、そういったものも是非ですね現場に行って確認していただきたいというふうに思います。要望になるかというふうに思いますけども、やはり、子ども達の安全安心に替えられないかなというふうに思いますので、よろしく願いしていきたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

今回が4階部分の改正というところで、実質長与町内にはそういう所、対象物件自体がないというところで、確認はしておりません。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号、長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

それでは場内の時計で、10時15分まで休憩いたします。

（休憩 10時00分～10時14分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

先の本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第39号、平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

谷本部長。

○健康保険部長（谷本圭介君）

おはようございます。

それでは、健康保健課所管の議案第39号、平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご審議をお願いしたいと思います。

こちらは、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1,849万3,000円を減額し、補正後の予算を50億8,321万4,000円とするものでございます。中身の詳細につきましては課長の方からご説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

それでは、平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に関する説明書の方をお開き下さい。

6ページの方からお願いいたします。6款県支出金、2項県補助金、1目財政調整交付金、補正額を150万7,000円としております。説明といたしましては、県の調整交付金ということで、滞納整理システム改修業務ということで、あげさせていただいております。

次に10款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金ということで、2,000万減額しております。

これは平成27年度の国保予算、国保の方がありませんでしたので減額とさせていただきます。

次に、歳出の方になります。11ページになります。1款総務費、2項徴税費、1目賦課徴収費、補正額を150万7,000円にしております。先ほど申しましたように滞納整理システム改修業務委託料として支出をする予定にしております。2款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金としまして、先ほど申しましたように、平成27年度の国保会計の方がありませんので、積立金の方を減額させていただいております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

それでは、これから質疑を行います。

数が少ないので、歳入歳出、同時に行いたいと思います。

質疑はありませんか。

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

歳出のところの11ページの滞納整理システム改修業務委託料のところ、委託先の予定とかが決まっていたら教えていただきたいのと、委託する内容を教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

委託料としましては、今の滞納整理システムを、保守等をお願いしている業者1社で見積もりをとる予定としております。

委託の内容としましては、平成28年度から徴収一元化が始まりまして、収納推進課の方で一元で管理をするようにしてるんですけども、システムの方が今まで各課のほうで滞納税、料について、管理をしていたものですから、それを一元的に管理ができるように統合をする改修となります。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

その1社が前からされているということですがけれども、そこのお名前を教えてくださいたいのと、見積もりを取ると言われたので、この金額は、見積もりを取った金額と理解していいのか、今から取られるのかちょっと教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

失礼しました。見積もりの方は予算用に既に取りっております。会社の方はNBC情報システム株式会社です。

○委員長（河野龍二委員）

それでは質疑を行いたいので、副委員長と交代します。

○委員（分部和弘委員）

委員長を交代いたします。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

本会議での27年度の補正もありましたけども、28年度から充用するというので、27年度の決算で、積立基金、積立金のこの予算もなくなったということですので、非常に財源的に、会計的に非常に厳しい状況があるなというふうに思うので、28年度はどういう形で考えていらっしゃるのかですね、その方向性かなんかあれば、今、この特別会計の運営方法をどうやっていこうとされているのか、ちょっとその辺があればお伺いしたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

まず、今年度の税の方が税率の改正をしましたので、一応、6,000万ぐらいですね、増収になると見込んでおります。ただし、退職者医療の方の税収の方が2,000万ほど減額というか、減になると見込まれておりますので、それを含めると4,000万から5,000万ぐらいの実質の増になるんじゃないかと考えております。

それともう一つ、27年度の医療費の後期の分、後半の部分の調整交付金の方がまだ入っておりませんので、その辺の増額、それがただ、私たちの予定では2,000万から多くて3,000万ぐらいの間でくるんじゃないかなというふうに予定をしております。

今年度から始まる努力支援の制度ですね、それをどれだけできるかという部分で、ただそれがまだ全然、金額の方が算定されてなくて、今の段階でしたら、各町、県下市町で基礎があって、そしてそれぞれで達成したところに何ポイントみたいなそういう考え方になっているんですけども、その基礎がいくらかということとか、ポイントが何点かということも、まだ、全然白紙というか、示されていない状態ですので、そのところ

は、金額が入れられない状況にあります。それとあとは納税率をいかに上げていくかという部分になってくるかと思えます。

最後にこの前も申しましたように、医療費の抑制をどれだけやっていけるかというところで、私たちの方としましても、まず、特定健診の受診率の向上ですね、やっぱり特定健診を受けてもらわないと次の段階に進めませんので、まずその受診率の向上というのをがんばっていきたいというふうに考えております。

○委員（分部和弘委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第39号、平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。お疲れさまでした。

それでは、しばらく休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました、議案第40号、平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

本案についての説明を若干いただきまして、後ほど補正予算の提案理由の説明をいただきたいと思っておりますので、本予算に係る工事の件を少し説明していただきたいと思っております。

松邨理事。

○建設産業部理事（松邨清茂君）

それでは今回の特別会計の補正予算について、とりあえず先に図面の方で工事の箇所

をご説明いたします。それから現地の方に行くようなことが良いのではないかと思いますので、ちょっと図面の方で、今回の補正の場所だけを説明をさせていただきます。

今回は、昨年も現地の方に行っていたと思いますけれども、工事の箇所としてはほぼ同じ所でございます。前回、ここに道の尾温泉がございますけれども、ここから上がって行った所から、ここに来て現地の方見ていただいて、水源池のここのグラウンドの所から山の方を見ていただきたいと思います。

今回の補正の箇所というのも、ほぼここ同じ所でございます。

今回、補償の1件とあるのが上の方なんですけれども、大きな工事の分についてはこの所の補強土工のところをするという形でございます。

詳しい説明は後ほど現地から帰ってきて、補正の説明はいたしたいと思っておりますけれども。

○委員長（河野龍二委員）

それでは、現地の方に行きたいと思っておりますので、しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

改めまして、議案第40号の補正予算の中身について、提案理由の説明を求めたいと思っております。

松邨理事。

○建設産業部理事（松邨清茂君）

皆さん、お疲れさまでした。それでは、議案第40号、平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。まず、最初に予算書の2ページ、3ページをお開き願います。今回の補正は歳入歳出それぞれ3億4,977万円を増額いたしまして、補正後の総額を歳入歳出総額7億9,348万8,000円とするものでございます。

それでは、特別会計補正予算（第1号）に関する説明書にてご説明を申し上げます。

6ページ、7ページをお開き願います。

1款1項1目1節土地区画整理補助金1億8,460万8,000円の内訳ですが、説明欄にある高田南土地区画整理事業補助金の、3つありますけれども、活力創出基盤整備総合交付金1億6,340万8,000円の内示増、市街地整備総合交付金1,780万円の増額、地域住宅支援総合交付金340万円の増額で、これは国庫補助金の内示増に伴うものでございます。

続きまして、2款1項1目1節土地区画整理補助金3,497万7,000円の内示増でございますが、これも国の内示増に伴い事業費の増に伴う県補助金の増額でございます。

3款1項1目1節一般会計繰入金1億3,018万5,000円の内示増でございますが、これも同じく内示増に伴うものでございます。

次に歳出でございますが、10ページ、11ページをお開き願います。

1款1項2目13節委託料3億4,977万円の増額でございますが、これも歳入の際、ご説明申し上げたとおり、国の内示増に伴う県委託事業の増額でございます。以上で都市計画所管の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（河野龍二委員）

それでは、説明をいただきましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。進め方として、今回も歳入歳出、同時にどちらでも構いません。質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

先ほど地図では、工事の方と移転か何か、あったとかなんか上の方に、それも入ってみたいですが、その分についての金額はどれなのか、ちょっとお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

山口参事。

○参事（山口新吾君）

先ほど現場で工事の他に補償物件があるということで、ご説明をいたしましたが、場所につきましては、高田中の下あたりの建築物の物件になりますけれども、予定金額につきましては、予算としまして1,350万円を計上をしております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

先ほども見た中で、擁壁が10メートル、そして埋戻し入れると30メートルぐらいの高さになるというような説明を受けてますね、景観上とあとトンネルみたいな形になるような30メートルになったら、そんな感じになるんですけど、地域の方たちには、こういう説明とか何とかはやってるんですか。それと同時に打ちっ放しで、そういう打ちっ放しだけの状態で道路をつくるのか。景観を含めて、タイルを貼るというわけにはいかないだろうけど、そういうことまで考えてやっているのかどうか、そのへんちょっと分かったら教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

松邨理事。

○建設産業部理事（松邨清茂君）

まず、最初の説明会、地元の説明会の話でございます。これは平成12年から13年にかけて南東部の見直しというのを当時、計画をしております。その時に地域の皆さん、個人1人1人とアンケート調査をした際に、こういった形になるという図面はお示しはしています。それから、先ほど現場を見て、図面を見ていただいたんですけども、この所はもうほぼ変わってないんです。その当時から、だから、そこは説明会をしてお

ります。それともう一つは、そこの10メートル打ち上げて、あと土羽になっていくんですけれども、その製品自体が規制品でございまして、そこの表面にどうにかするというのは今のところは、高田事務所の方も考えていないというところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

今の1件移転があって、後まだあの一帯で移転しなきゃならない件数というのが何件ぐらいあるのか。どういう形で今、進行中なのか、そこのところお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

山口主任。

○主任（山口和樹君）

高田南区画整理事業で、あと残る移転をお願いする予定の件数は14件となっております。進捗状況につきましても、今のところどうしても予算の制約がありますので、なかなかこうご説明しながら、思ったような時期にもうちょっと延びたりということはあるんですけれども、移転の交渉等自体は、比較的大きな問題といたしますか、無く、一応、どうしても金額面とか話はさせていただかないといけないんですけれども、特に、補償の件で進捗を妨げるようなと言いますか、という状況は今のところありません。

○委員長（河野龍二委員）

質疑を行いたいので、委員長を交代します。

○委員（分部和弘委員）

委員長を交代します。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

先ほどの質問とちょっと関連しますけども、いわゆる地域の人たちへの説明ですね、擁壁が10メートルで、最高で30メートルぐらいの高さになるということで、ですから、周辺の人たちへの説明という部分で、今の説明ですと今からもう10数年前に説明をされたということで、それは区画整理地域内への方々への説明なのかですね、もう一つ、この擁壁ができる通称ヤクルト団地という団地の人たちですね。こちら側の区画整理地内に入っていないの方々への説明もされてるんですかね。分かります。結局、擁壁ができる所、家の目の前に壁ができるような状況になるわけですよ。それがその周辺の人たちにも理解ができていくということなのかですね、その辺確認させていただきたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

松邨理事。

○建設産業部理事（松邨清茂君）

その当時、説明会をしたのは区域の中の方だけを対象としております。どうしてもヤ

クルト団地の方に行くには、地区界に沿って上がってきますけれども、その所は、道路はちょっと広がるんですけども、その区域外の所の方たちに対しては、説明は行った記憶はございません。ただし、地区内の方たち、当然、その、上がっていきます。その上に道路があって、今度は、宅地で換地されますので、その換地者の方たちには、そういったところ、ここに仮換地を持って来てとか、そういったところの、逐一説明はしております。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

地元の情報として、そういう状況になるというのは、もしかしたら周辺の方々も理解してるのかもしれないし、地域外の人で、区画整理地域外の人たちも、ただ、やはりその辺はちょっと説明する必要があるのかなと今のお話聞いていてですね、いきなり目の前に10メートルの擁壁ができた、高さが30メートルぐらいのいわゆる壁がちょっとできたという形で、団地になってしまうとちょっと嫌悪感を持ってしまうかなというふうな形が、思うんで、その辺の説明をするお考えがないのかなのかですね、ちょっとお願いしたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

松邨理事。

○建設産業部理事（松邨清茂君）

隣接してる団地の所に関しては、今、計画をしてる擁壁の位置というのが、以前、山林があった所なんです。だから、そこから前がーんと出てきているような所ではないので、今より周辺環境自体は、山でうわーと木がおわっているような感じではなくなって、たぶんすっきりしたような感じになると思います。道路をあがっていく右側も、少し空地とか換地とか、以前は道路の下にがーんと宅地があったり、なかなか使用しづらい、景観的にもあんまりという所が、今回、そこを整備することによって、見た目は、見た目といいますか、景観的には、そんなきつい所ではないです。全て10メートルでがーんと擁壁があがっていくわけではなくて、ヤクルト団地にあがっていく所から始まって、こう出てきます。その上は、土羽できますので、土羽の方は緑化していきます。だから景観的には、今のもさもさとした山の状態からなくなるんで、そう圧迫感はなくなるのではないかなと思いますので、もし地元の方から説明をしてくださいということであれば、全然、説明することはやぶさかではないと思います。ただし、高田南の事務所の方で、あそこが近いので、そこで対応ができるかなと思います。

○委員（分部和弘委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

先ほど行ったやっぱり壁の方が圧迫感あるんですよ。だからその緑が、もう結局ね、踏襲して結局、見やすくなるというんじゃなくて、やっぱり前に擁壁があれば圧迫感ものすごくありますよ。前の緑の方が、僕はずいぶんましだと思う。それは1つの意見として、今回の予算をつけた中での、今年度も完成した中で、だいたい何件ぐらいの結局、そこの戻ってくると言ったらおかしいかな。何件ぐらいの方が戻ってこれるような形になりますか。この今年の完成によって。

○委員長（河野龍二委員）

松邨理事。

○建設産業部理事（松邨清茂君）

今回の補正で工事をいたします。その分で何件というところは、基本的に換地宅地ができありません。まず、擁壁と土羽打ちだけです。そこで宅地というのはお返しできる所はないと考えています。要は宅地を作る前の段階の土羽打ちです。今回の工事で宅地何件という換地はないということでございます。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第40号、平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。これで本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

（散会 11時41分）

委員長